



発行 東京都

目次

79

規則

- 東京都文書管理規則の一部を改正する規則……………(総務局総務部文書課)…一
 - 東京都公印規程の一部を改正する規則……………(同)…一
 - 東京都組織規程の一部を改正する規則……………(総務局人事部調査課)…二
 - 東京都新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則の一部を改正する規則……………(総務局総合防災部防災管理課)…三
- 訓 令
- 東京都事案決定規程の一部改正……………(総務局人事部調査課)…三
 - 東京都の標準的な職を定める規程の一部改正……………(同)…四
 - 東京都健康安全研究センター処務規程の一部改正……………(同)…四
 - 東京都市場衛生検査所処務規程の一部改正……………(同)…五
 - 東京都食肉衛生検査所処務規程の一部改正……………(同)…五

規則

東京都文書管理規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年七月十日

東京都知事 小池 百合子

東京都規則第二百二十三号

東京都文書管理規則の一部を改正する規則

東京都文書管理規則(平成十一年東京都規則第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第八号の次に次の一号を加える。

八の二 担当局長 組織規程第九条第三項に規定する担当局長をいう。

第二十二條第二項中「局長名」の下に「担当局長名」を加える。

第二十五條第二項ただし書中「次長」を「担当局長、次長」に改める。

第二十六條第一項の表局長が決定する事案の項中「局長」の下に「又は担当局長」を加える。

別表第一起案文書及び收受文書(他の起案文書に添付するもの及び資料文書を除く。)の部行政機関の運営に関するもの項中「局長」の下に「又は担当局長」を加える。

附 則

この規則は、令和二年七月十三日から施行する。

東京都公印規程の一部を改正する規則を公布する。

令和二年七月十日

東京都知事 小池 百合子

東京都規則第二百二十四号

東京都公印規程の一部を改正する規則

東京都公印規程(昭和二十八年東京都規則第百五十八号)の一部を次のように改正する。

別表第一 二十二の四の項を次のように改める。

二十二の四 担当局長印	38の4	同	方二七ミリメートル	局の担当局長(東京都組織規程第九條第三項に規定する担当局長をいう。)の	上記局の庶務を担当する課長。ただし、総務局は文書課長
-------------	------	---	-----------	-------------------------------------	----------------------------

別表第一 二十二の五の項中「篆書」及び「方二七ミリメートル」を「同」に改める。

別表第二中 38の4 削除

を 38の4

東京都
何 局長
何 担当

に改める。

附則

この規則は、令和二年七月十三日から施行する。

東京都組織規程の一部を改正する規則を公布する。

令和二年七月十日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第百二十五号

東京都組織規程の一部を改正する規則

東京都組織規程（昭和二十七年東京都規則第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項の表福祉保健局の部健康安全部の項中 「環境保健衛生課」を「環境保健衛生課」に改め、同項の次に次のように加える。

感染症対策部

計画課

防疫・情報管理課

事業推進課

第九条第三項中「次長」を「担当局長、次長」に改め、「危機管理監を」の下に「福祉保健局に医監を」を加える。

第十四条中第九項を第十二項とし、第八項を第十項とし、同項の次に次の一項を加える。

11 医監は、感染症対策及び健康危機管理に関する事務につき、福祉保健局の担当局長

を補佐する。

第十四条中第七項を第九項とし、第六項を第八項とし、同条第五項中「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第七項とし、同条中第四項を第六項とし、第三項を第五項とし、第二項の次に次の二項を加える。

- 3 担当局長は、局長の命を受け、担任の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。
- 4 担当局長は、担任の事務の執行状況につき随時文書又は口頭をもつて局長に報告するものとする。

第十五条第一項及び第二項中「局長」の下に「又は担当局長」を加える。

第二十六条の表健康安全部の部健康安全課の項第七号中「こと」の下に「（他の部に属するものを除く。）」を加え、同部感染症対策課の項を削り、同表健康安全部の項の次に次のように加える。

感染症対策部

計画課

- 一 部所管事業の総合的な企画及び調整に関すること。
 - 二 感染症予防計画に関すること。
 - 三 東京都健康安全研究センターに関すること（感染症対策に関することに限る。）。
 - 四 東京都感染症予防医療対策審議会に関すること。
 - 五 部内他の課に属しないこと。
- 防疫・情報管理課
- 一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の施行に関すること（他の部及び課に属するものを除く。）。
 - 二 感染症に係る情報の収集、分析、公表等に関すること。
 - 三 疫学的調査に関すること。
 - 四 予防接種法の施行に関すること。
 - 五 結核対策に関すること（他の部に属するものを除く。）。
 - 六 ハンセン病対策に関すること。
 - 七 後天性免疫不全症候群対策の総合的な企画及び調整に関すること。

事業推進課

- 一 新型コロナウイルス感染症の医療体制整備に関すること（他の部及び課に属するものを除く。）。
- 二 その他感染症のまん延防止対策に関すること（他の局、部及び課に属するものを除く。）。

附則

この規則は、令和二年七月十三日から施行する。

東京都新型コロナウイルス対策本部条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年七月十日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第二百二十六号

東京都新型コロナウイルス対策本部条例施行規則の一部を改正する規則

東京都新型コロナウイルス対策本部条例施行規則（平成二十五年東京都規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「局長」の下に「、福祉保健局健康危機管理担当局長」を加える。

附則

この規則は、令和二年七月十三日から施行する。

訓令

●東京都訓令第三十号

庁 中 一 般

東京都事案決定規程（昭和四十七年東京都訓令甲第十号）の一部を次のように改正する。

令和二年七月十日

東京都知事 小池百合子

第二条中第十号を第十二号とし、第三号から第九号までを二号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の二号を加える。

三 担当局長 組織規程第九条第三項に規定する担当局長をいう。

四 局長等 局長又は担当局長をいう。

第三条中「局長」を「局長等」に改める。

第四条第一項及び第二項中「又は局長」を「又は局長等」に改める。

第五条中「局長」を「局長等」に改める。

第七条第二項の表中「局長」を「局長等」に改める。

第八条第二項の表中

局長	次長、危機管理監又は道路監を置く局にあつては、局長があらかじめ指定する次長、危機管理監又は道路監
局長	次長、危機管理監又は道路監を置かない局にあつては、局長があらかじめ指定する部長

局長	次長、危機管理監又は道路監を置く局にあつては、局長があらかじめ指定する次長、危機管理監又は道路監
局長	次長、危機管理監又は道路監を置かない局にあつては、局長があらかじめ指定する部長

改める。
第九条第二項の表中「局長」を「局長等」に改める。
第十条第一項の表中

局長	第四条の規定により局長の決定の対象とされた事案	知事
担当局長	第四条の規定により担当局長の決定の対象とされた事案	局長

改め、同表部長の項及び課長の項中「局長」を「局長等」に改め、同条第二項中「第九条」を「前条」に、「行なう」を「行う」に改める。

第十一条第一項の表中「及び次長（事案の性質に応じ）」の下に「担当局長、」を加え、

同表中

局長が決定する事案	次長（事案の性質に応じ技監、危機管理監又は道路監を含む。）及び主管に係る部長
-----------	--

を

局長が決定する事案	次長（事案の性質に応じ担当局長、技監、危機管理監又は道路監を含む。）及び主管に係る部長
担当局長が決定する事案	主管に係る部長

に

改め、同条第三項中「主管する局長」を「主管する局長等」に改め、「並びに」の下に「担当局長、」を加える。

第十二条の表中「局長」を「局長等」に改める。

第十三条の表中

局長	次長、危機管理監又は道路監を置く局にあつては、局長があらかじめ指定する次長、危機管理監又は道路監 次長、危機管理監又は道路監を置かない局にあつては、局長があらかじめ指定する部長
----	---

を

局長	次長、危機管理監又は道路監を置く局にあつては、局長があらかじめ指定する次長、危機管理監又は道路監 次長、危機管理監又は道路監を置かない局にあつては、局長があらかじめ指定する部長
担当局長	担当局長があらかじめ指定する部長

に

改める。

第十五条の表中「局長」を「局長等」に改める。

別表中「局長」を「局長等」に改める。

附則

この訓令は、令和二年七月十三日から施行する。

●東京都訓令第三十一号

庁 中 一 般
支 業 所 庁
事 業 所
収用委員会事務局
労働委員会事務局

東京都の標準的な職を定める規程（平成二十八年東京都訓令第六十一号）の一部を次のように改正する。

令和二年七月十日

東京都知事 小池 百合子

第二条第一項の表一の部一の項中「同条第三項に規定する」の下に「担当局長、」を、「危機管理監」の下に、「医監」を加える。

附則

この訓令は、令和二年七月十三日から施行する。

●東京都訓令第三十二号

東京都健康安全研究センター処務規程（平成十五年東京都訓令第二十一号）の一部を次のように改正する。

令和二年七月十日

東京都知事 小池 百合子

第三条の表広域監視部の部食品監視第二課の項第二号中「という。」の下に「（担当局長を置く場合にあつては、担当局長。第六条第一項、第八条第五号及び第十二条において同じ。）」を加える。

第十三条第一項中「局長」の下に「（担当局長を置く場合にあつては、担当局長を含む。次項において同じ。）」を加える。

総 務 局
財 務 局
福 祉 保 健 局
健康安全研究センター

附則

この訓令は、令和二年七月十三日から施行する。

●東京都訓令第三十三号

総務局 財務局 福祉保健局
市場衛生検査所

東京都市場衛生検査所処務規程（昭和三十二年東京都訓令甲第五十一号）の一部を次のように改正する。

令和二年七月十日

東京都知事 小池 百合子

第五条第一項中「局長」の下に「（担当局長を置く場合にあつては、担当局長。次条第五号、第七条及び第二十条において同じ。）」を加える。

第八条第一項中「局長」の下に「（担当局長を置く場合にあつては、担当局長を含む。次項において同じ。）」を加える。

附則

この訓令は、令和二年七月十三日から施行する。

●東京都訓令第三十四号

総務局 財務局 福祉保健局
食肉衛生検査所

東京都食肉衛生検査所処務規程（昭和三十二年東京都訓令甲第一百二十二号）の一部を次のように改正する。

令和二年七月十日

東京都知事 小池 百合子

第六条第一項中「局長」の下に「（担当局長を置く場合にあつては、担当局長。次条第五号及び第九条において同じ。）」を加える。

第十条第一項中「局長」の下に「（担当局長を置く場合にあつては、担当局長を含む。次項において同じ。）」を加える。

附則

この訓令は、令和二年七月十三日から施行する。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む) 三〇円

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山二丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

